

議案第 56 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の一部変更について、関係市町村と協議するため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、規約の一部を変更する規約案を提出するものです。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。
次の表の変更前に掲げる規定を同表の変更後に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第 2（第 3 条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第 2（第 3 条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。